

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得価額

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	6 年～80 年
物品	2 年～20 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5 年
--------	-----

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち吉賀町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金（手許現金及び要求払預金）には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療保険事業 特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
小水力発電事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
吉賀町水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
吉賀町下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当の資産はありません。